


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市介護認定審査会規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年第1回定例会において東大和市介護保険条例の一部が改正されたことにより、本件規則が引用する条項の一部にずれが生じることから、当該規則の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容 第1条中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 規則の内容について、改正後の条例と整合させることができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年3月 東大和市介護保険条例の一部改正案が市議会にて可決済。 令和3年3月 文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。